

令和２年度答申第７５号
令和３年２月２２日

諮問番号 令和２年度諮問第８７号（令和３年１月１３日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人×からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第１ 事案の概要

本件は、審査請求人×（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号。以下「被爆者援護法」という。）１条１号所定の被爆者に該当すると主張して、Ａ知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法２条１項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が上記被爆者であることを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

１ 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法１条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条１号には、「原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者」が掲げられている。

- (2) 被爆者援護法 2 条 1 項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条 3 項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法 1 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成 30 年 6 月 22 日、処分庁に対し、B 地に原子爆弾が投下された際、当時の C 地 a 番（現在の D 地）の建物に居て、直接被爆したとして、被爆者援護法 2 条 1 項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（本件申請）をした。

（被爆者健康手帳交付申請書）

- (2) 処分庁は、平成 31 年 3 月 22 日付けで、審査請求人に対し、「昭和 20 年 8 月 9 日の原爆投下時に、あなたが C 地に在ったことを確認できるとは言えないため、申請内容について確認ができません。」との理由を付して、本件申請を却下する処分（本件却下処分）をした。

（被爆者健康手帳交付申請却下通知書）

- (3) 審査請求人は、令和元年 5 月 24 日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和 3 年 1 月 13 日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の母、審査請求人及び審査請求人の妹は、原子爆弾投下の日も含め、C 地 b 番で生活していて、同所で被爆した。

審査請求人の父母は、太平洋戦争が始まったときから C 地に住所を定め、同所において審査請求人、審査請求人の妹及び審査請求人の弟 2 名の 4 名を育てた。

審査請求人は、C 地で生まれ、同所に住所を定めたことが戸籍の附票に記載されていたため、すんなり E 小学校に入学することができた。ところが、F 市役所は、審査請求人の戸籍の附票を欠落させており、審査請求人が原子爆弾投下の日に C 地に住んでいたことの確認をすることを阻止している。

処分庁は、本件申請の却下理由として、審査請求人がC地に在ったことの「確認ができません」としているが、「確認ができないようにした」というのが事実であり、本件申請の却下理由には間違いがある。

したがって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条1号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。

2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人が直接被爆したと主張する場所（C地）は、被爆者援護法1条1号に規定する原子爆弾が投下された当時の「B地の区域内」である。

したがって、本件の争点は、原子爆弾が投下された際に審査請求人がC地に在ったか否かである。

(2) 審査請求人は、過去に、「原爆が落ちた時、C地b番で被爆した。」と主張して、被爆者健康手帳の交付申請（以下「前回申請」という。）をしたことがあるが、その申請内容を確認することができないとして却下処分（以下「前回却下処分」という。）を受けたことから、審査請求、再審査請求及び訴訟をしたが、その主張は認められていない。

(3) 審査請求人が本件審査請求に際して提出した資料（審査請求書の添付資料(1)から(13)まで）は、いずれも、昭和20年8月9日の原子爆弾の投下時に審査請求人がC地に居たことを証明することができる資料とはいえない。

(4) 以上によれば、本件却下処分は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：令和元年5月24日

（審査庁）：同年6月5日

審理員の指名：同年9月6日

（審査庁による受付から約3か月）

反論書第3回目の受付：同年12月2日

審理員意見書の提出：令和2年12月7日

(上記反論書の受付から約1年)

本件諮問

: 令和3年1月13日

(審査庁による受付から約1年7か月半)

- (2) そうすると、本件では、審査庁による本件審査請求の受付から審理員の指名までに約3か月も要した上、反論書第3回目（最後の反論書）の受付から約1年を経過した後になってようやく審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年7か月半もの長期間を要している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきた（被爆者援護法に基づく医療特別手当の失権処分に関する平成30年度答申第21号、第66号、第73号、第86号及び第87号並びに令和2年度答申第6号、第61号、第62号及び第71号、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する令和元年度答申第47号、第68号、第71号、第81号及び第88号並びに令和2年度答申第9号、第13号、第27号、第30号、第31号、第58号、第69号及び第73号、被爆者援護法に基づく健康管理手当の不認定処分に関する令和2年度答申第64号）が、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、自らの被爆場所について、本件申請では「C地a番（現在のD地）」と主張し（上記第1の2の(1)）、本件審査請求では「C地b番」と主張している（上記第1の3）が、前者は登記簿上の地番、後者は住居表示上の住所であって、表記は異なるが、同じ場所であるという（審査請求人との面談内容を取りまとめた「審査経過」と題する書面）。

そして、一件記録によると、審査請求人は、前回申請でも「C地b番」で直接被爆したと主張したが、その主張が認められず、前回却下処分を受け、審査請求及び再審査請求をし、訴訟を提起したことが認められる。

(2) そこで、前回申請について、訴訟で決着が付くまでの経緯を検討する。
その経緯は、各項末尾掲記の資料によれば、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、平成19年12月7日付けで、F市長に対し、原子爆弾が投下された際、C地b番に在ったとして、被爆者健康手帳の交付申請（前回申請）をしたが、F市長は、平成21年1月29日付けで、審査請求人に対し、上記の申請内容を確認することができないとして、前回申請を却下する処分（前回却下処分）をした。

（被爆者健康手帳交付申請書、被爆者健康手帳交付申請却下通知書）

イ 審査請求人は、平成21年2月24日、A知事に対し、前回却下処分を不服として審査請求をしたが、A知事は、平成23年4月13日付けで、審査請求人に対し、C地が昭和20年6月から7月にかけて施行された第三次疎開地に指定されたため、審査請求人の家族は、父が応召中で留守家族であったことから、原子爆弾が投下された当時、審査請求人の祖父が所有する建物があった疎開先（G地）に一時疎開していたと解するのが相当であり、上記アの申請内容を確認することができないとして、審査請求を棄却する裁決をした。

（審査請求書、裁決書）

ウ 審査請求人は、平成23年5月13日、厚生労働大臣に対し、上記イの裁決を不服として再審査請求をしたが、厚生労働大臣は、平成26年5月23日付けで、審査請求人に対し、上記アの申請内容を確認することができないとして、再審査請求を棄却する裁決をした。

（再審査請求書、裁決書）

エ 審査請求人は、平成26年10月8日、F地方裁判所に対し、前回却下処分及び上記ウの裁決の取消しを求めて訴訟を提起したが、同地方裁判所は、平成27年7月21日、前回却下処分については、B地における疎開の状況等に加え、疎開先（G地）に審査請求人の母の実父（以下「審査請求人の祖父」という。）が所有する建物があったこと、疎開先が同じH地内であることからすれば、審査請求人は、原子爆弾が投下された当時、上記建物があつた疎開先に疎開していた可能性が十分にあるということができ、他方で、審査請求人が、原子爆弾が投下された当時、C地に在った事実を認めるに足りる証拠はないとして、また、上記ウの裁決については、裁決固有の瑕疵があると認めるに足りる証拠はないとして、審査請求人の請求をいずれも棄却する判決を言い渡した。

(訴状、平成26年(行ウ)第c号事件判決)

オ 審査請求人は、上記エの判決(以下「原判決」という。)を不服として、1高等裁判所に対し、控訴をしたが、同高等裁判所は、平成28年1月26日、審査請求人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であるとして、審査請求人の控訴を棄却する判決を言い渡し、この控訴審判決が確定した。

なお、控訴審判決においては、原判決が引用されているが、原判決中の審査請求人が疎開先に疎開していた可能性が十分にあるということができるとの上記エの判示部分も引用されている。

(平成27年(行コ)第d号事件判決)

(3) 上記(2)によると、前回却下処分について、審査請求人が審査請求及び再審査請求をし、訴訟を提起して争ったものの、いずれの手続でも、審査請求人が、原子爆弾が投下された当時、C地に在ったという事実を認めることができないとされたこと、かえって、審査請求の裁決においては、審査請求人は、原子爆弾が投下された当時、審査請求人の祖父が所有する建物があった疎開先に一時疎開していたと解するのが相当であるとされ、訴訟の原判決及び控訴審判決においても、審査請求人は、原子爆弾が投下された当時、審査請求人の祖父が所有する建物があった疎開先に疎開していた可能性が十分にあるということができるとされたことが認められる。

(4) これに対し、審査請求人は、本件審査請求において、添付資料(1)から(13)まで(審査請求書に添付したもの)、証拠書類(1)から(20)まで(反論書(令和元年11月17日付け)、反論書第2回目(同月25日付け)及び反論書第3回目(同月30日付け)に添付したもの)及び追加証拠書類(1)から(3)まで(主張書面(令和3年2月13日付け)に添付したもの)を提出して、審査請求人は原子爆弾が投下された日も含めてC地に居たと主張している。

これらの添付資料、証拠書類及び追加証拠書類は、審査請求人が、昭和16年e月f日の出生後、昭和24年12月25日に小学校を転校するまで、C地に居住していたことを裏付けるものではあるが、いずれも、審査請求人が、原子爆弾が投下された当時、疎開先に一時疎開していた可能性を排除するものではない。

(5) そして、一件記録を精査しても、審査請求人が、原子爆弾が投下された当時、C地に居たことを認めることができる資料は見当たらない。

したがって、審査請求人は被爆者援護法1条1号所定の被爆者に該当し

ないから、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原				優
委	員	中	山	ひ	と	み
委	員	野	口	貴	公	美